

昨今、ブログ、Facebook や twitter を始めとするソーシャルメディアは私たちの日常的なコミュニケーションの一部となりました。これらを積極的に活用し、人と人との繋がりをより深めるための道具としていくことが望まれます。しかし、使い方を間違えれば様々な問題が生じ、場合によっては学生の皆さんの将来に影響を与えかねない事態にもなります。そのため、本学では、ソーシャルメディアの健全な運用に向けてこのガイドラインを定めました。

1、法律・法令を守る

日本国、および留学先や旅行先などソーシャルメディア活動を行う諸外国での法律、法令を順守して下さい。

2、個人情報を守る

ネットワーク上での住所、電話番号、生年月日など、個人情報の登録・公開には十分注意して下さい。一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除することが出来ず、思わぬ事件や事故に繋がることもあります。同様に、ブログや twitter の投稿の公開範囲、内容にも注意してください。匿名での情報発信であっても様々な情報を合わせ、個人が特定されることもあります。これから先の就職活動などで、皆さんに関する情報として照会される可能性もあります。そして、自身の個人情報のみではなく、他者の個人情報も同様に守ってください。

3、自身とは異なる、他者を理解した情報発信

自身とは異なる考え方、価値観、生き方があることを理解した情報発信を心がけてください。特定の個人、考え方を非難することにより、情報を発信した人だけではなく、その家族や友人も嫌がらせを受けると言う様なトラブルが生じることもあります。

4、他者の権利への配慮

肖像権、著作権など、他者の権利・利益に対する配慮を忘れないでください。例えば、ネットワーク上に自分が写っている写真を載せてほしくない、と考えている人もいます。掲載前に一度、断りを入れるなどの配慮をしましょう。

5、発信内容に責任を持つ

発信内容に責任を持ち、読み手の誤解を招くことのないように注意して下さい。これから発信しようとしている内容が、誰から見られても問題がないか、真偽は確かかどうか、発信前に改めて考えてみてください。

6、東洋英和女学院大学の学生としての自覚

発信内容やその言葉遣いがあなた個人への評価のみではなく、本学のイメージにも影響を与える可能性があります。本学の一員としての自覚を持ち、相応しいソーシャルメディア活動を心がけてください。

7、注意事項

重大な法律・法令違反、人権侵害、本学の名誉を著しく傷付ける様な事態となった場合、東洋英和女学院大学学則第48条により処分の対象となります。